

## 防衛医科大学校達第5号

外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第35号）第10条の規定に基づき、防衛医科大学校において教育訓練を履修する留学生に対する給付金の支給に関する達を次のように定める。

平成10年7月31日

防衛医科大学校長 一ノ渡 尚 道

### 防衛医科大学校において教育訓練を履修する留学生に対する給付金の支給に関する達

改正 平成19年 1月 9日達第 1号  
令和 5年 6月30日達第 3号

（趣旨）

**第1条** この達は、外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第35号）（以下「訓令」という。）に基づく給付金の支給に関する事務の細部について定める。

（教育訓練履修給付金支給調書の作成）

**第2条** 防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）は、別紙様式第1により教育訓練履修給付金支給調書を作成する。

（支給の打切りに該当する場合の報告）

**第3条** 総務部長又は医学教育研修センター長（以下「各部長等」という。）は、給付金を支給される留学生（以下「支給留学生」という。）が自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第126条の8の規定に基づき服さなければならない自衛隊員と同一の規律に違反した場合、その他給付金を支給することが著しく不相当と認める場合は、速やかにその旨を学校長に報告する。

2 訓令第8条第3項の報告の様式は、別紙様式第2のとおりとする。

（支給の停止又は再開に該当する場合の報告）

**第4条** 部長等は、支給留学生教育訓練を正当な理由がなく履修しなかった場合、その他給付金を支給することが不相当と認める場合は、速やかにその旨を学校長に報告する。

2 部長等は、支給留学生が教育訓練の履修を再開した場合、その他給付金の支給を再開することが適当と認める場合は、速やかにその旨を学校長に報告する。

3 訓令第9条第2項及び第5項の報告の様式は、別紙様式第3のとおりとする。

（委任規定）

**第5条** この達に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、事務局長が定める。

#### 附 則

この達は、平成10年8月1日から施行する。

**附 則**

この達は、平成19年1月9日から施行する。

**附 則**

この達は、令和5年7月1日から施行する。

別紙様式第1（第2条関係）

教育訓練履修給付金支給調書

番号	研修科目	国籍	氏名	受領印	支給額	支払期間	支払年月日	摘要
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
<p>上記の教育訓練履修給付金の額は正しいことを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(実施機関の長)</p> <p>官職 氏名 印</p> <p>(資金前渡官吏)</p> <p>官職 氏名 印</p>								

備考：既支給額を変更する場合は、支給額欄の上段に（ ）で既支給額を、下段に変更後の額を記入する。

別紙様式第2（第3条関係）

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

防衛医科大学校長

教育訓練履修給付金の支給の打切りについて（報告）

外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第35号）第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 該当する支給留学生

- (1) 氏 名
- (2) 国 籍
- (3) 年 齢
- (4) 研修科目

2 該当する支給の打切りの要件

- (1) 該当事項（いずれかに○）

ア 支給留学生の規律違反の場合

イ その他支給することが著しく不適当な場合

- (2) 前項の具体的内容

別紙様式第3（第4条関係）

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

防衛医科大学校長

教育訓練履修給付金の支給の停止（再開）について（報告）

外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第35号）第9条第2項及び第5項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 該当する支給留学生

- (1) 氏 名
- (2) 国 籍
- (3) 年 齢
- (4) 研修科目

2 該当する支給の停止（再開）の要件

(1) 該当事項（いずれかに○）

ア 支給留学生が教育訓練を正当な理由がなくて履修しなかった場合

イ その他支給することが不適当な場合

(2) 前項の具体的内容